

令和4年6月14日現在

1. 商品名	・補助金口無担保住宅ローン
2. ご利用いただける方	<p>次の条件をすべて満たされる方。</p> <p><input type="checkbox"/> 満18歳以上の方</p> <p><input type="checkbox"/> 当金庫営業区域内に居住または勤務している方</p> <p><input type="checkbox"/> 安定継続した収入がある方</p> <p><input type="checkbox"/> 保証会社の保証が受けられる方</p> <p><input type="checkbox"/> 当金庫が指定する団体信用生命保険に加入できる方</p> <p><input type="checkbox"/> 当金庫が提携する自治体から対象工事にかかる補助金交付が決定されている方</p>
3. お使いみち	<p><input type="checkbox"/> 申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金。</p> <p>(1) 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込日時点で、支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限定)も対象とします。 ・「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用など。 ・上記(1)に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も対象となります。(但し、(1)と合わせた申込みで100万円以内) ・土地のみの購入資金の場合は、隣地・底地購入のみ対象とします。 ・その他、住宅ローンの不足資金としての申込みは対象外とします。 <p>(2) 申込人が(1)を用途として当金庫以外の金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>(3) 申込人が(1)を用途として当金庫以外の金融機関から借り入れた住宅ローン、またはそれを借換えたもの(借換え直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上の履行延滞が1度もないものに限る)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>【申込時点における対象となる物件の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの。 <p>※次のものは各種(仮)登記から除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> *当金庫貸付(事業資金・住宅ローン(代理貸付を含む)等)や本件の借換えて抹消となる他行住宅ローンにかかる(根)抵当権 *資金用途がリフォーム(増改築・修繕)資金またはリフォーム(増改築・修繕)の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権 <p>(4) 空き家解体に関する資金</p> <p>① 空き家解体費用およびそれに伴う諸費用。(建物解体後の滅失登記費用を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込日時点で、支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も対象とします。 <p>② 申込人が①を用途とし、当金庫以外の金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金、及び借換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料。</p> <p>【対象となる空き家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込人またはその家族の持家であること。 ・事業専用で使用していた建物でないこと。 <p>■(1)～(4)を用途とした申込みでも次のいずれかに該当するものは、取扱いの対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払先が申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業の場合。 ・支払先が申込人の配偶者、親、子の場合。
4. ご融資金額	<p>1, 500万円以内(1万円単位)</p> <p>但し、本商品ご融資金額と他金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの累計額が3, 000万円以内とさせていただきます。</p> <p>※お使いみちが空き家解体費用の場合、ご融資金額の上限は500万円となります。</p>

5. ご返済期間	3ヶ月以上20年以内				
6. ご融資金利	<p>■変動金利型（保証料含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準金利(当金庫住宅ローン専用プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。 <p>※ご融資金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 《優遇金利》</p>				
7. ご返済方法	<p><input type="checkbox"/>毎月元金均等または毎月元利均等割賦償還 6ヶ月毎の増額返済もご利用できます。(但し、増額返済分はご融資金額の50%以内。)</p> <p><input type="checkbox"/>元金返済の据置期間は6ヶ月までといたします</p>				
8. 担保・保証人	原則不要です				
9. 保証会社	一般社団法人しんきん保証基金				
10. 保証料	<p><input type="checkbox"/>補助金口無担保住宅ローン 年0.68%(毎月払型)</p> <p>保証料は融資金利に含まれますので、別途ご負担いただく必要はございません。 ※詳しくは窓口までお問い合わせ下さい。</p>				
11. 団体信用生命保険	<p><input type="checkbox"/>当金庫所定の団体信用生命保険に加入いただきます。なお保険料は当金庫が負担します。 3大疾病保障団信、就業不能保障団信にご加入を希望される場合はご融資金利に0.3%を上乗せした金利を適用させていただきます。</p> <p>○団体信用生命保険にご加入の場合の金利上乗せ幅</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">①団体信用生命保険</td> <td style="text-align: right;">+0.00%</td> </tr> <tr> <td>②3大疾病保障団信、3大疾病保障団信+就業不能保障団信</td> <td style="text-align: right;">+0.30%</td> </tr> </table>	①団体信用生命保険	+0.00%	②3大疾病保障団信、3大疾病保障団信+就業不能保障団信	+0.30%
①団体信用生命保険	+0.00%				
②3大疾病保障団信、3大疾病保障団信+就業不能保障団信	+0.30%				
12. お支払方法	<p><input type="checkbox"/>ご融資金は、工事契約先等へのお振込を行っていただきます 但し、支払い済み資金及びご融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込を行わなくても良い場合がございます。</p>				
13. 手数料	<p>次の場合、手数料が必要となります。</p> <p><input type="checkbox"/>全額繰上返済された場合(借入日から5年未満)・・・5,500円(消費税込)</p> <p><input type="checkbox"/>期間短縮一部繰上返済(元金100万円以上)・・・5,500円(消費税込)</p>				
14. 事後確認	融資実行後に、対象不動産にかかる全部事項証明書をご提出いただきます				
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部(9時～17時、電話:0944-52-3358)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫法務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>				

○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

○店頭で返済額の試算をさせていただきます。